

春日井市会計年度任用職員取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の任用、勤務条件等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(任用)

第2条 所属長は、会計年度任用職員を必要とするときは、会計年度任用職員要望書（第1号様式）を人事課長を経由の上、任命権者に提出するものとする。

2 任命権者は、会計年度任用職員要望書の提出があったときは、その内容を審査し、任用の可否を決定するものとする。

3 会計年度任用職員は、法第16条の規定に該当しない者であって、就けようとする職に必要な免許、資格等を有するもののうちから、選考により任用する。

4 会計年度任用職員の任用希望に対応するため、会計年度任用職員登録者名簿を設置し、希望により随時登録するものとする。

5 会計年度任用職員は、会計年度任用職員登録者名簿に登録がある者から適当と認められる者を選考し、任用するものとする。ただし、多人数の確保等その必要が認められる場合は、公募により募集を行う。

6 前項の規定にかかわらず、前会計年度の勤務実績等に基づく能力の実証の結果が標準以上であると認める会計年度任用職員は、引き続き当該任用されていた職と同一の職務内容と認められる職に任用することができる。

7 任命権者は、会計年度任用職員として任用する者に対し、会計年度任用職員任用通知書（第2号様式）を交付し、任用期間、給与、勤務時間その他の勤務条件を明示するものとする。

(任用期間)

第3条 会計年度任用職員の任用期間は、その採用の日から同日の属する会計年

度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定めるものとする。

- 2 会計年度任用職員の任用期間がその採用の日の属する会計年度の末日前に満了する場合において、業務の執行上必要と認めるときは、前項に規定する期間の範囲内において、その任用期間を更新することができる。
- 3 会計年度任用職員は、その任用期間の満了により当然に退職する。

(給与)

第4条 春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年春日井市条例第46号）第31条の規定に基づき任命権者が定める基準に係る別表職種の欄に掲げる職種に該当する会計年度任用職員に支給する正規の勤務時間に係る給与は、同表区分の欄に掲げる区分により、同表正規の勤務時間に係る給与の額の欄に掲げる額とし、それ以外の給与については、同条例の適用を受ける会計年度任用職員の例による。

(服務)

第5条 法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員が営利企業等に從事しようとするときは、当該会計年度任用職員は、営利企業等従事届（第3号様式）又は自営兼業届（第4号様式）に関係書類を添えて、任命権者に届け出なければならない。

- 2 会計年度任用職員が任用期間の途中において退職しようとするときは、当該会計年度任用職員は、遅くとも2週間前までに任命権者に退職願を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、退職を承認したときは、当該会計年度任用職員に対し退職通知書（第5号様式）を交付するものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日まで春日井市嘱託職員取扱要綱に規定する嘱託職員、春日井市再雇用嘱託職員取扱要綱に規定する再雇用嘱託職員又は春日井市臨時職員取扱要綱に規定する臨時職員として任用されていた者については、第2条第5項第1号に規定する前会計年度に会計年度任用職員として任用されていた者とみなして、同項の規定を適用する。

(春日井市嘱託職員取扱要綱等の廃止)

- 3 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 春日井市嘱託職員取扱要綱（平成元年4月1日制定）
 - (2) 春日井市再雇用嘱託職員取扱要綱（平成5年4月1日制定）
 - (3) 春日井市臨時職員取扱要綱（平成14年4月1日制定）

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和3年4月1日以後の勤務分に係る給与の支払について適用し、同日前の勤務分に係る給与の支払については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市会計年度任用職員取扱要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市会計年度任用職員取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年8月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和3年8月1日以後の勤務分に係る給与の支払について適用し、同日前の勤務分に係る給与の支払については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

- 2 改正後の別表の規定は、令和4年10月1日以後の勤務分に係る給与の支払について適用し、同日前の勤務分に係る給与の支払については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和5年10月1日以後の勤務分に係る給与の支払について適用し、同日前の勤務分に係る給与の支払については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和6年4月1日以後の勤務分に係る給与の支払について適用し、同日前の勤務分に係る給与の支払については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和6年10月1日以後の勤務分に係る給与の支払について適用し、同日前の勤務分に係る給与の支払については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和7年4月1日以後の勤務分に係る給与の支払に

ついて適用し、同日前の勤務分に係る給与の支払については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

職 種		区分		報酬の額
統括税務相談員		月額	給料	390, 832円
			報酬	基準額 418, 190円
税務相談員		月額	給料	299, 656円
			報酬	基準額 320, 632円
上席学芸員		月額	給料	219, 500円
			報酬	基準額 234, 865円
防災専門官		月額	給料	279, 700円
			報酬	基準額 299, 279円
消費生活相談員		時間額報酬		2, 000円
教科指導講師		時間額報酬		2, 810円
学習支援講師		時間額報酬		1, 490円
養護担当講師		時間額報酬		2, 540円
主任部活動指導員		時間額報酬		1, 600円
部活動指導員	音楽、美術、柔道及び剣道		時間額報酬	2, 500円
	上記以外		時間額報酬	1, 210円
地域クラブ指導員		時間額報酬		1, 600円
主任学校生活支援員		時間額報酬		1, 290円
学校生活支援員		時間額報酬		1, 210円
放課後なかよし教室コーディネーター		時間額報酬		1, 470円
放課後なかよし教室運営指導者		時間額報酬		1, 370円
放課後なかよし教室協力者		時間額報酬		1, 210円
サマー・スクールかすがい運営指導者		時間額報酬		1, 370円
サマー・スクールかすがい協力者		時間額報酬		1, 210円
土曜チャレンジ・アップ教室運営指導者		時間額報酬		1, 370円
心の教室相談員		時間額報酬		1, 250円
校務支援員		時間額報酬		1, 210円

医療的ケア児童生徒対応看護師	時間額報酬	1,630円
発掘作業員	時間額報酬	1,250円

備考

- 1 報酬の額は、地域手当に相当する額を含むものとする。
- 2 月額により報酬を支給する場合における正規の勤務時間に係る給与の額は、基準月額に当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第 1 号様式（第 2 条関係）

会計年度任用職員要望書

年 月 日

春日井市長 様

所 属 名

所属長名

次のとおり会計年度任用職員が必要なので申請します。

職 種 及 び 人 数	事務職 看護師 現業員 用務員 その他（ ） 人
任 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
勤 務 日	日 月 火 水 木 金 土
勤 務 時 間	午 時 分 ～ 午 時 分 午 時 分 ～ 午 時 分
要 望 理 由	
主 な 業 務 内 容	
人事課意見欄	

会計年度任用職員任用通知書

氏 名	
あなたを地方公務員法第22条の2第1項第 号の規定に基づき、春日井市 タイム 会計年度任用職員として、次の条件により任用します。 1 任用期間 年 月 日から 年 月 日まで 2 所 属 (変更の範囲) 3 勤務内容 (変更の範囲) 4 勤務時間 5 休憩時間 6 勤務を要しない日 7 給 与 8 年次有給休暇 9 社会保険 10 再度の任用 選考等の能力実証を行ったうえで、再度任用する場合あり。 11 次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を解かれることがある。 (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、これに堪えられないとき。 (2) 地方公務員法に抵触し、任命権者が必要と認めるとき。	
年 月 日	
春日井市長	

【条件付採用期間】

任用期間のうち、次の期間は条件付採用期間となる。なお、勤務状況に応じて、延長する場合がある。

＜週４日以上勤務者＞

任用開始日から１月間

＜週３日以下勤務者＞

任用開始日から実勤務日数が15日に達するまでの間

【勤務時間の変更】

公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、勤務時間を変更する場合がある。

【給与支給日】

次の期日に、指定口座への振込みにて支給する。

＜フルタイム会計年度任用職員＞

毎月21日払い（当月分）

21日が土曜日に当たる場合、支給日はその前日。21日が日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日」という。）に当たる場合、支給日はその翌日。

＜パートタイム会計年度任用職員＞

翌月15日払い（末日締め）

15日が日曜日、土曜日又は祝日に当たる場合、支給日はその翌日。

【諸手当】

諸手当については、春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の定めにより支給する。

【特別休暇】

特別休暇については、春日井市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の定めにより付与する。

【社会保険】

フルタイム会計年度任用職員については、次のとおりとなる（条件あり）。

- 任用から６月を超えて引き続き勤務する場合、雇用保険の資格を喪失して、退職手当の受給資格を得る。
- 18日以上勤務月が引き続き12月を超えて勤務する場合、都市共済に加入する。

その他については、春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則、春日井市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び春日井市会計年度任用職員取扱要綱に定めるところによる。

當利企業等從事届

年 月 日

(宛先) 春日井市長

所属名

職員番号

氏 名

次のとおり他の職務に従事したいので届け出ます。

名 称			
所 在 地			
従 事 す る 業 務 の 内 容			
従 事 す る 勤 務 の 条 件	1 日 当 た り 勤 務 時 間 時 分 か ら 時 分 ま で 週 当 た り 勤 務 日 数 約 日 週 当 た り 勤 務 時 間 数 約 時 間 分		
従 事 予 定 期 間	年 月 日 か ら 年 月 日 ま で		
給 与 又 は 報 酬	☐ 年 収 ☐ 月 収 ☐ そ の 他 () 見 込 み 額 約 円		
必 要 と す る 理 由			
職 に 与 え る 影 響			
課 長	課 長 補 佐	主 査	担 当

その 1

年 月 日

氏 名

次のとおり兼業したいので届け出ます。

賃貸不動産等	建 物	(独立家屋)棟 (マンション等)室 所在地	延べ床面積 延べ床面積	m ² m ²
	土 地	貸付件数 用途 所在地	件 面積合計	m ²
	駐 車 場	駐車台数	台	
	そ の 他	種類 所在地	件数・規模	
	賃貸料収入年額	見込み額	約	円
不動産等の賃貸に係る管理方法				
職及び職務との特別な利害関係				
職務遂行上の支障				
課長	課長補佐	主査	担当	

その2

自営兼業届（不動産等賃貸以外の事業関係）

年
月 日

（宛先）春日井市長

所 属 名

職員番号

氏 名

次のとおり兼業したいので届け出ます。

名 称			
所 在 地			
兼 業 内 容			
収 入 年 額	見込み額 約 円		
使用人の人数、 職員との続柄			
関与の内容及び 業務従事時間			
職及び職務との 特別な利害関係			
職 務 遂 行 上 の 支 障			
課 長	課 長 補 佐	主 査	担 当

第 5 号様式（第 5 条関係）

退 職 通 知 書

氏 名	
願に依り会計年度任用職員を解く	

年 月 日

春日井市長